

令和2年9月1日

会 員 各 位

(一社) 滋賀県トラック協会
会 長 田 中 享

令和2年度「トラック運送業界における点検整備推進運動」の実施について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会事業運営につきましてご理解ご強力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記運動の実施について、令和2年6月8日付け国土交通省自動車局長通達（別添1）を受け、下記のとおり全日本トラック協会長から都道府県トラック協会長に対し、本運動の周知と推進方の通知がありましたのでご案内申し上げます。

つきましては、ご多忙の中、誠に恐縮ですが本運動の趣旨をご理解いただきますとともに、運動の推進にご協力強力下さいますようよろしくお願い申し上げます。 敬具

記

全ト協発第143号（環）
令和2年6月30日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会 長 坂 本 克 己

令和2年度「トラック運送業界における点検整備推進運動」の実施について

平素は当協会の業務運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、国土交通省自動車局長より、別添1のとおり「自動車点検整備推進運動の実施について（依頼）」の通達がありました。

これを受け、全ト協は、別添3のとおり「トラック運送業界における点検整備推進運動」実施要領を定め、独自の取り組みを推進いたします。

また、本運動の実施期間は、全国統一の強化月間（9月）に加え、地域事情に応じて各都道府県トラック協会独自に設定する1ヶ月間となりました。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解の上、下記により傘下会員事業者に周知徹底をお願いするとともに、本運動の推進にご協力いただきたくよろしくお願い申し上げます。

記

1. 「トラック運送業界における点検整備推進運動」の実施について

- (1) 別添1及び別添2は、国土交通省から全ト協宛の協力要請通知及び実施細目です。
- (2) 別添3は、国土交通省からの要請を受けて、トラック運送業界独自の取り組みをまとめた「トラック運送業界における点検整備推進運動」実施要領です。各協会におかれましては、別添3の実施要領に基づき、積極的な運動を実施するようお願い致します。

2. 実施結果の報告

各協会の実施結果及び、会員事業者における自主点検・整備の実施状況（エアクリナーの点検）については、11月20日（金）までに、別添4・別添5の様式での報告をお願い致します。

なお、地方独自強化月間が11月以降で、上記期限に提出できない場合は、全ト協に連絡のうえ、終わり次第ご提出ください。

3. 「令和2年度自動車点検整備推進運動における大型自動車の重点点検の実施について」の協力要請について（別添6参照）・・・対象事業者のみで省略

本件は、国土交通省自動車局整備課点検整備推進対策官より全ト協交通・環境部長に対し、「令和2年度自動車点検整備推進運動における大型自動車の重点点検の実施について」の協力を要請してきたものです。

例年、「自動車点検整備推進運動」の一環として、国土交通省自動車局整備課において大型自動車の重点点検の実施要領（実施期間は令和2年9月1日から3ヶ月間）を定めているものであり、全ト協（各地方協会を含む）会員であって、事業用自動車を50両以上保有する事業者が重点点検実施の対象になっています。

実施要領に添付の「大型自動車の重点点検の実施要領」に基づいて点検を実施し、「重点点検報告様式」により、管轄運輸局又は運輸支局に報告するようお願いいたします。

4. 令和2年度自動車点検整備推進運動の取組みに係る事前周知について（別添7参照）

自動車点検整備推進運動の中で、国土交通省の取組みとして、「前検査でユーザー車検を受検する場合には、定期点検記録を持参・提示し、直近の3ヶ月点検の実施状況について確認を受けることが必要になる」ことから、前項とあわせて、傘下会員事業者に周知をお願いいたします。

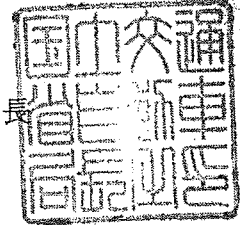
※ 上記「2. 実施結果の報告」については、読み替えて、別添5の様式（9月分及び10月分）により、11月5日（木）までにFAX（077-585-8015）にてご報告願います。

別添1

国自整第47号
国自基第22号
令和2年6月8日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局長



自動車点検整備推進運動の実施について (依頼)

自動車は、国民の生活や経済の発展に必要不可欠なものであり、その役割はますます重要なものとなっています。

一方、昨年の交通事故による死者数は3,215人、負傷者数は46万人と年々減少しているものの、依然として多くの方が被害に遭われている厳しい状況が続いています。

このような状況の中、大型トラックでは、重大事故につながりかねない車輪脱落事故が多発し深刻な状況となっており、バスについては、車齢の高い車両も数多く使用されているという現実の中で、火災事故も目立ってきていることをはじめ、車体フレーム腐食による事故などの自動車の不具合による事故が発生しています。

また、今や国産メーカーの製造する乗用車の約8割に衝突被害軽減ブレーキが搭載されるなど、先進安全技術を搭載した自動車が急増しています。これらの自動車には、カメラ、センサーなど数多くの電子装置が搭載されていますが、使用中の故障や不具合が発生し、予期せぬ事故やトラブルにつながった事例があることに留意する必要があります。

これらを踏まえ、車両の安全確保のためには予防的な点検・整備を確実に行うことが、ますます重要となります。

また、環境面においても、排出ガスによる大気汚染や地球温暖化問題への対応が重要です。

本来、自動車ユーザーには、自動車の不具合による事故の防止や環境保全を図ることを目的として、自動車の点検・整備の実施が義務付けられていますが、その実施状況は乗用車で6割程度に留まるなど、決して十分に実施されているとは言えない状況にあり、自動車ユーザーの保守管理意識を高め、適切な点検・整備が実施されるよう取り組むことが必要です。

このため、国土交通省では、関係機関等の協力のもと、別添の実施要領により、「自動車点検整備推進運動」を全国的に展開し、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を強力に推進することとしております。

つきましては、貴会におかれましても、本運動の趣旨をご理解のうえ、ご協力いただくとともに、傘下会員に対し、本運動の実施について適切なご指導をよろしく願います。

令和2年度「トラック運送業界における点検整備推進運動」

実施要領

令和2年6月30日
公益社団法人全日本トラック協会

第1. 目的

トラック輸送は、今や国民の生活や経済に不可欠な存在である。一方、トラックによる交通事故は重大事故に繋がることが多く、特に大型トラックでは、重大事故につながりかねない車輪脱落事故が多発しており、車輪脱落事故や不具合等による事故防止をはじめ、環境面においても排出ガスによる大気汚染や地球温暖化問題への対応が求められている。

さらに、日常点検、定期点検などによる点検・整備の実施が義務付けられているものの、その実施状況は必ずしも十分とは言えず、また、平成30年10月1日には車両総重量8トン以上のトラックのスペアタイヤ等が新たに3ヶ月毎の定期点検項目に追加されるなど、不正改造の防止とともに、確実な点検整備の実施を徹底して行く必要がある。

このため、トラック運送業界として、より確実な点検整備を目指して、各都道府県トラック協会の協力のもと、全国的に「トラック運送業界における点検整備推進運動」を展開する。

第2. 実施期間

本運動は1年を通じて実施するものとするが、令和2年9月1日(火)から9月30日(水)までの1ヶ月間を全国統一の「自動車点検整備推進運動強化月間」とし、これに加え、地域事情に応じて各都道府県トラック協会が独自に設定する1ヶ月間を「地方独自強化月間」として、特に重点をおいて実施する。

第3. 実施内容と周知方策

1. 重点実施項目

(1) 「大型自動車に関する適切な点検・整備の実施方法についての啓発」

機関誌（紙）やホームページ等を活用し、大型トラックのホイールの取付状態や燃料装置等の重点箇所に係る点検の実施を周知する。

（重点点検項目）

点検箇所		点検時期	
		3ヶ月点検	12ヶ月点検
原動機	燃料装置	燃料もれ	同左
電気装置	電気配線	接続部の緩み及び損傷	同左
走行装置	ホイール	タイヤの状態	同左
		ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み	ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷
制動装置	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態	同左

- (2) 「黒煙濃度に影響を及ぼす部品等の自主点検・整備の実施に関する啓発」
黒煙濃度の悪化に大きな影響を与えるエア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料噴射ポンプ等の点検・整備の自主的な実施について周知する。
- (3) 「D P F (黒煙除去フィルタ)等の後処理装置付き車の正しい使用方法に関する啓発」
確実な定期点検の実施、D P Fに堆積したアッシュ (灰分) の定期的な点検・清掃、低硫黄軽油 (S 1 0) の使用、メーカー指定のエンジンオイルの使用等、D P F装着車両の正しい使用方法についての周知を図る。

2. 周知方策

- (1) 全ト協において、全ト協機関紙「広報とらつく」及びホームページ等により、本運動の周知を図る。
- (2) 各都道府県トラック協会において、ホームページ及び機関誌 (紙) 等を活用し、全会員事業者等へ周知を図る。
- (3) 地方適正化事業実施機関における事業者巡回指導の際に、各事業所へ本運動の啓発・指導を実施する。
- (4) 業界紙等に本運動の広告を掲載する。
- (5) T B S ラジオ系列「ドライバーズ・リクエスト」のCMを活用し、P Rを行う。

第4. 各都道府県トラック協会へのお願い

- (1) 本実施要領を参考に、各都道府県トラック協会独自の取り組みを含めて実施計画を策定し、積極的に運動を実施するようにお願いします。
- (2) 全国統一の強化月間 (令和2年9月1日(火)～9月30日(水))における各都道府県トラック協会の実施結果及び、地域事情に応じて各都道府県トラック協会独自で設定した1ヶ月間の「地方独自強化月間」における実施結果については、別添4の様式により全ト協交通・環境部あて提出するようお願いします。
- (3) 「黒煙濃度に影響を及ぼす部品等の自主点検・整備の実施」については、会員事業者における全国統一の強化月間 (9月) 及び「地方独自強化月間」の実施状況を取りまとめ、別添5の様式により全ト協交通・環境部までご報告ください。
- (4) 上記 (2) (3) の提出期限は、11月20日 (金) までとしますが、「地方独自強化月間」が11月以降の場合は、終了後速やかご提出願います。

以 上

(一社)滋賀県トラック協会 行き

FAX : 077-585-8015

令和2年度「自動車点検整備推進運動」

事業者名	
------	--

○運送事業者による自主点検結果(9月、10月実施分)

	9月	10月
エア・クリーナを清掃した車両数(①)	台	台
エア・クリーナを交換した車両数(②)	台	台
エア・クリーナの清掃、交換の必要がなかった車両数(③)	台	台
点検を実施した車両総数(①+②+③)	台	台

※ 9月及び10月分をまとめて、11月5日(木)までにご報告願います。

事業用自動車の 点検・整備の概要

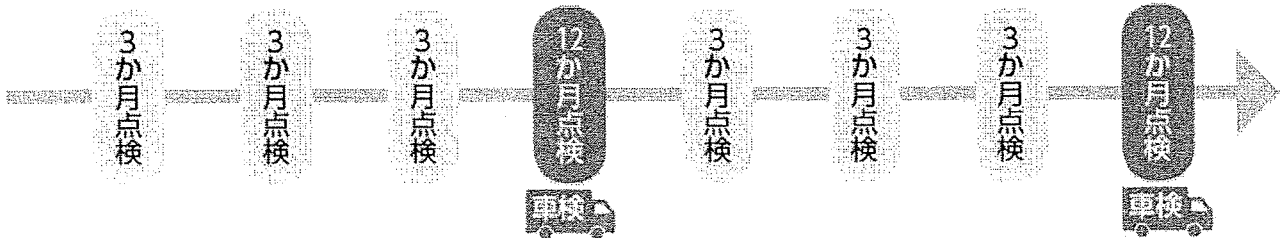
運送事業者は、自動車を保安基準に適合するよう維持しなければならないこととなっており、そのためにも①日常点検整備、②定期点検整備の実施が必要です。(道路運送車両法第47条、第47条の2、第48条、貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条、旅客自動車運送事業運輸規則第45条)

①日常点検整備

●自動車の使用者又は自動車を運行する者は、1日1回、その運行の開始前において、日常点検をし、必要に応じて整備をしなければなりません。

②定期点検整備

●自動車の使用者は、定期的(3か月ごと)に点検をし、必要に応じて整備をしなければなりません。



行政処分罰則(令和2年9月時点)

① 日常点検の未実施

<初違反>：警告 ～ 5日 × 違反台数
<再違反>：3日 ～ 10日 × 違反台数

② 定期点検整備の未実施

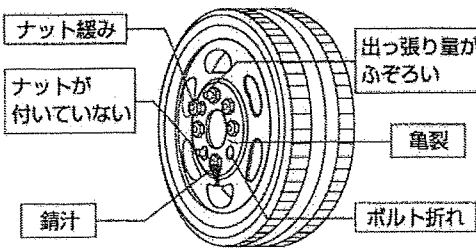
<初違反>：警告 ～ 10日 × 違反台数
<再違反>：5日 ～ 20日 × 違反台数

<点検例> ホイール・ボルト関係の点検内容

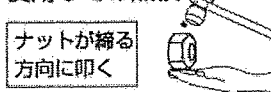
日常点検

1日1回、運行前に日常点検を実施することになっています。乗用車と比べて走行距離も多いことから、クルマの健康状態をしっかりとチェックし、事故を未然に防止するためにも日常点検を行いましょう。

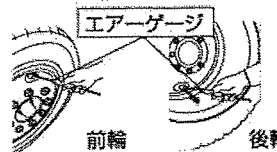
①目視での点検



②点検ハンマや小型ハンマを使用しての点検



③タイヤ空気圧の点検



増し締めの実施

締付け後は初期なじみによってホイールナットの締付け力が低下します。50～100km 走行後を目安に増し締めを行います。

なしの増し締め方法を確かめておきましょう。

IS-7方式(増し締め)ダブルライナーの場合



定期点検

[3か月定期点検時]

日常点検に加え、トルクレンチなどを使用して、ホイール・ナットが緩んでいないか(規定の締付けトルクで締付けられているか)点検します。

[12か月定期点検時]

ディスクホイールの点検は、ホイールを外して行います。ホイール・ボルトやホイール・ナット及びハブなどの関連部品に異常がないかも点検します。

上記の点検例を含む日常点検・定期点検を確実に実施し、自動車事故防止に努めましょう!

●自動車の点検・整備のことが詳しくわかります。

点検・整備

検索

www.tenken-seibi.com

